

議案第 9 号

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の
一部を改正する条例

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例（昭和
31年宇治市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「70円」を「100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和8年度以後の年度分の市税外収入金に係る督促手数料について適用し、令和7年度分までの市税外収入金に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

市税外収入金に係る督促手数料について、所要の改正を行うものであります。